

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成20年2月8日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア いわて生活協同組合

イ 熊谷 恵

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 松園ショッピングセンター・B e l fまつぞの 盛岡市松園三丁目18番20ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐車場の位置及び収容台数

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

エ 荷さばき施設の位置及び面積

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(4) 変更する年月日 平成20年8月1日

(5) 変更の理由 顧客のニーズにあった品揃えができる店舗にするため

2 届出年月日 平成20年1月24日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所